

山梨県公報

号外第二十六号

令和七年

七月三日

木 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 参議院山梨県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者……………一
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者……………一
- 参議院山梨県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………一
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時……………一
- 参議院山梨県選出議員選挙における政見放送の放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所……………二
- 参議院山梨県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………二
- 参議院山梨県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日……………二
- 参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………二
- 参議院山梨県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所……………二
- 参議院山梨県選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時……………二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

令和七年七月二十日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和七年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

選挙長		職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
山梨県甲府市	秋山 洋	山梨県北杜市	長坂正彦

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和七年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

選挙分会長		職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
山梨県甲府市	小林 明	山梨県甲府市	後藤光利

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

令和七年七月二十日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

- 一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
- 二 日時 令和七年七月二十二日 午前十時

山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

- 一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
二 日時 令和七年七月二十二日 午前十時三十分

山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

令和七年七月二十日執行の参議院山梨県選出議員選挙における政見放送について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により、山梨県における放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

- 一 日時 令和七年七月三日 午後五時三十分
二 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

令和七年七月二十日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

- 一 日時 令和七年七月四日 午後五時三十分
二 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

- 一 日時 令和七年七月四日 午後六時
二 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

令和七年七月二十日執行の参議院山梨県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

ポスターを掲示することができる日 令和七年七月三日

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定による参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の山梨県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

- 一 日時 令和七年七月三日 午後六時
二 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

参議院山梨県選出議員選挙選挙長告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和七年七月三日

参議院山梨県選出議員選挙

選挙長 秋 山 洋

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室
（令和七年七月三日 午前八時三十分から午前十時までの間にあっては、山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四階会議室）

参議院山梨県選出議員選挙選挙長告示第二号

令和七年七月二十日執行の参議院山梨県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

る。

令和七年七月三日

参議院山梨県選出議員選挙

選挙長 秋山 洋

- 一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
二 日時 令和七年七月十七日 午後五時三十分

参議院比例代表選出議員選挙山梨県選挙分会長告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により山梨県における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年七月三日

参議院比例代表選出議員選挙

山梨県選挙分会長 小林 明

- 一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
二 日時 令和七年七月十七日 午後六時

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番